

別紙2 自然再生事業について

1. 背景

2001年5月の小泉総理大臣所信表明演説において「自然と共生する社会の実現」が表明された。また、同年7月に総理主宰の「21世紀環の国づくり会議」報告において「自然と共生する社会を実現するためには、自然を再生する事業を積極的に推進すべき」との提言がなされた。さらに、同年12月の「総合規制改革会議答申」においても、地域住民、NPO等の多様な主体の参画による自然再生事業を推進する必要性が提言された。

2. 自然再生事業の推進

政府の重要課題である「自然と共生する社会」の実現を図るため、関係省庁が連携し、専門家やNPO等の参画を得て、直線化された河川の蛇行化と湿原植生の回復、干潟、里山等の再生など、失われた自然を再生する事業を推進する。

3. 環境省の対応

上記のような観点から、平成14年度においては、新たに、国土交通省、農林水産省等の関係省庁と連携して、失われた自然を再生するため、国立公園内等における自然再生を行う「自然再生整備事業」、その他地域における自然再生を行う「ふるさと自然再生事業」を実施する。

また、失われた自然を積極的に再生することが必要な地域における基本的な調査を「自然再生基本調査」として実施するとともに、自然再生事業の円滑かつ効果的な実施に向けて、生態系の観点から詳細な調査を行う「自然再生推進計画調査」を実施する。

以上の事業や調査を計画的に推進するため、平成14年度予算案において、9億6千8百万円を計上している。

《参考》

(国費、単位：百万円)

	項 目	金 額
事業	自然再生整備事業(直轄;釧路湿原)	400
	ふるさと自然再生事業(1/3補助;)	20
調査	自然再生基本調査	30
	自然再生推進計画調査	518
	合 計	968